

## 第2 会計処理の注意事項（保育所用）

ここでは、どの経理区分で収入計上、あるいは支出計上すればよいかを判断するうえで、注意していただく事項を記載しています。また、社会福祉法人会計基準で採り入れられた「損益計算の考え方」に基づく新しい会計処理についての注意事項を記載しています。

なお、ここでの説明に用いた数値は、「第1設例による計算書類とチェックリストの使い方」の数値とは、何ら関係ありません。

### 1 日常の取引の会計処理における注意事項

#### (1) 収入取引

複数の施設経理区分に共通して受け入れた寄付金については、寄付金の目的、性質を勘案し合理的に各施設経理区分に配分していますか。又、この寄付金は「寄付金収入明細表」にも各経理区分別の内訳を記入しなければなりません。

保育所施設にかかる借入金収入を、保育所経理区分の収入としていますか。保育所の事業費に充てる又は施設整備に充てる等の保育所施設にかかる借入金は、保育所経理区分において借入金収入として扱います。

各種の補助金収入は、当該補助金の交付目的等にしがって本部、保育所経理区分で計上していますか。発生主義（当年度の補助金収入は翌期の4月入金でも当年度の収入として未収計上する。）により計上していますか。

産休代替職員設置費補助制度等による補助金は、該当する保育所経理区分の補助金収入として扱います。

施設整備又は施設整備費に属する補助金については、保育所経理区分の施設整備等補助金収入として扱います。

#### (2) 支出取引

役員報酬など保育所経理区分からの支出が認められないものを保育所経理区分から支出していませんか。（特に、理事長と施設長を兼務している場合は注意）

登記にかかる費用、理事会開催費用など法人本部が負担すべき費用は、本部経理区分にて処理していますか。

保育所施設の土地、建物を法人外部から賃借している場合には、保育所経理区分でその賃借料を支出していますか。その場合、事務費区分のなかに、中区分とし

での「土地・建物賃借料」の科目を新たに設けて処理していますか。(事務費支出及び事業費支出の中に設けられている賃借料と区別して会計処理する必要があります。)

給食業務を外部委託している場合にも、材料費を事業費支出の給食費に計上していますか。

## 2 新しく導入された会計処理における注意事項

### (1) 固定資産と減価償却

耐用年数が1年以上、かつ、1個もしくは1組の金額が10万円以上のものを取得した場合は、固定資産の取得としていますか。

これまで建物に含めて計上されている電気設備、給排水設備等の建物附属設備は、建物本体と区別して、固定資産管理台帳に登録されていますか。(会計処理は建物勘定で処理します。)

固定資産は減価償却を行っていますか。(土地等、時の経過、使用に応じて価値が減少しないものは除きます。)

残存価額は原則として取得価額の1割となっていますか。  
ソフトウェアなどの無形固定資産は残存価額を「0」としていますか。

償却計算方法は定額法によっていますか。(定額法によりがたい場合は定率法でもかまいません。)

減価償却の方法は、貸借対照表に注記されていますか。

耐用年数は適正に見積もっていますか。又は、税法基準を適用していますか。

年度途中で取得した固定資産の減価償却は、年間減価償却額を月数按分していますか。

複数の会計単位又は経理区分に共通する減価償却費は、人数、面積等の合理的基準に基づき各経理区分に配分していますか。

【例】器具備品800万円を購入した。

\*

(借) 器具及び備品 [ 貸借・資金 ]	8,000,000	(貸) 現金預金 [ 貸借 ]	8,000,000
----------------------	-----------	-----------------	-----------

( \* 資金収支計算書では器具備品取得支出で計上されます。以下、同様に記載を省略。 )

【例】決算で確定した減価償却費を計上する。

(借) 減価償却費 [事業]	13,860,000	(貸) 基本財産 建物 [貸借]	13,860,000
減価償却費 [事業]	1,494,000	車両運搬具 [貸借]	1,494,000
減価償却費 [事業]	1,195,200	器具及び備品 [貸借]	1,195,200

## (2) 補助金 と 国庫補助金等特別積立金

経常経費に関する補助金は、経常経費補助金収入としていますか。

設備資金借入金の元金償還金及び利息に対する補助金は、それぞれ、借入金元金償還補助金収入、借入金利息補助金収入としていますか。

施設の創設及び増築等のために基本財産等（固定資産に限る）を取得すべきものとして国、地方公共団体又は民間団体等から拠出された補助金、助成金等を受け入れた場合、国庫補助金等特別積立金として積立られていますか。

国庫補助対象の大規模修繕における施設整備補助金（固定資産の取得相当額）や固定資産の器具備品、車両などを取得すべきものとして受け入れた、補助金、助成金等が国庫補助金等特別積立金の対象となります。

その国庫補助金等は各施設経理区分で受け入れていますか。

合築等で経理区分が判明しない場合には、最も合理的な基準に基づいて各経理区分に配分していますか。

【例】備品を購入すべきものとして、補助金800万円を受け入れた。

当該補助金をもって備品800万円を購入したので、当該補助金を国庫補助金等特別積立金に積立てた。

(借) 現金預金 [貸借]	8,000,000	(貸) 設備整備補助金収入 [資金・事業]	8,000,000
(借) 国庫補助金等 [事業]	8,000,000	(貸) 国庫補助金等特別積立金 [貸借]	8,000,000
特別積立金積立額			

### (3) 減価償却 と 国庫補助金等特別積立金の取崩

国庫補助金等により取得した資産を減価償却した場合は、減価償却費のうち国庫補助金等に相当する金額を取崩していますか。(会計基準34条1項)

国庫補助金等特別積立金は適切に取崩していますか。

の国庫補助金等特別積立金取崩額は、事業活動収支計算書の「事業活動収支の部」の収入の部に計上されます。(なお、特別収支の部にも同じ科目名がありますので注意してください。)

【例】当期の減価償却に応じて、国庫補助金等特別積立金を12,822,400円取崩す。

(借) 国庫補助金等 [貸借] 12,822,400 特別積立金	(貸) 国庫補助金等特別積立金 12,822,400 取崩額 [事業] (事業活動収支の部)
-------------------------------------	--

### (4) 固定資産の廃棄 と 国庫補助金等特別積立金の取崩

国庫補助金等の対象になった基本財産やその他の固定資産が廃棄又は売却された場合は、当該資産に相当する国庫補助金等特別積立金を全額取り崩していますか。(会計基準34条2項)

固定資産の廃棄に伴い取崩す国庫補助金等特別積立金取崩額は、事業活動収支計算書の「特別収支の部」の収入の部に計上されていますか。

の国庫補助金等特別積立金取崩額は貸借対照表に注記されていますか。

【例】国庫補助金等特別積立金の対象となった固定資産を廃棄した。この資産の簿価50,000円のうち国庫補助金等特別積立金は35,000円であった。

(借) 器具備品除却損 [事業] 50,000	(貸) 器具備品 [貸借] 50,000
(借) 国庫補助金等特別積立金 [貸借] 35,000	(貸) 国庫補助金等特別積立金 35,000 取崩額 [事業] (特別収支の部)

(5) 寄附金 と 基本金

1号基本金

新たに施設を創設した場合や、増築（定員の増加による増床）のための施設整備の寄附金を収受した場合に、その寄附金のうち固定資産取得に相当する額を基本金に組入れましたか。

【例】今年度保育所の定員を増員することによる施設増築に際し、寄附金500万を受け入れた。固定資産の購入に相当するのはそのうち450万であった。

(借)現金預金 [貸借] 5,000,000 (貸)施設整備等寄付金収入 [資金・事業] 5,000,000

(借)1号基本金組入額 [事業] 4,500,000 (貸)基本金 [貸借] 4,500,000  
(特別収支の部)

注)施設整備のための寄附金であっても改築、修繕等のための寄附金は基本金の組入れの対象にはなりません。

経常経費に使用されるための寄附金は基本金の組入対象の寄附金ではありません。

寄附金台帳、寄附申込書等で寄附の目的を確認する必要があります。

号基本金

設備資金借入金の償還のための寄附金を収受した場合、その寄附金の額を2号基本金に組入れましたか。

【例】設備資金借入金の償還に当てるための寄附金100万円を受け入れた。

(借)現金預金 [貸借] 1,000,000 (貸)施設整備等借入金償還寄付金収入 [資金・事業] 1,000,000

(借)2号基本金組入額 [事業] 1,000,000 (貸)基本金 [貸借] 1,000,000  
(特別収支の部)

3号基本金

今期新たに保育所を創設している場合に、当初の運転資金として寄附金を収受した場合、その寄附金の額を3号基本金に組入れましたか。

【例】保育所の創設にあたり運転資金の寄附金300万円を受け入れた。

(借) 現金預金 [ 貸借 ] 3,000,000 (貸) 施設整備等寄附金収入 [ 資金・事業 ] 3,000,000

(借) 3号基本金組入額 [ 事業 ] 3,000,000 (貸) 基本金 [ 貸借 ] 3,000,000  
(特別収支の部)

#### 号基本金

「当期末繰越活動収支差額のうち一部を基本金に組入れる。その額に相当する運用財産の預金を、基本財産特定預金に組入れる。」理事会決議があった場合、4号基本金に組入れましたか。

【例】当期の当期末繰越活動収支差額のうち200万円を基本金に組入れ、運用財産の預金200万円を基本財産に組入れることが、理事会で決議された。

(借) 基本財産特定預金 [ 貸借・資金 ] 2,000,000 (貸) 現金預金 [ 貸借 ] 2,000,000

(借) 4号基本金組入額 [ 事業 ] 2,000,000 (貸) 基本金 [ 貸借 ] 2,000,000  
(繰越活動収支差額の部)

#### 明細表との整合

##### ア．寄附金収入明細表

- ・ 当年度に収受した寄附金収入が、すべて明細表に記載されていますか。
- ・ 寄附金収入明細表の「うち基本金組入額」の合計額と事業活動収支計算書の基本金組入額の合計と一致していますか。

##### イ．基本金明細表

- ・ 各経理区分ごとに各号基本金の組入額、取崩額を記載していますか。
- ・ 各号基本金の組入額の合計した額は、寄附金収入明細表の「うち基本金組入額」の合計額と一致していますか。
- ・ 合計額の「当期末残高」は貸借対照表の「基本金」の額と一致していますか。

#### (6) その他の積立金 と 積立預金

当期に、人件費積立金、修繕積立金、備品等購入積立金等の特定の目的をもって将来の支出に備えて積立金に積立てる場合は、事前に理事会の承認を得ていますか。

人件費積立金、修繕積立金及び備品等購入積立金に対応する積立預金は、保育所繰越積立預金の科目で表示していますか。

【例】今期、人件費積立金5,000千円、修繕積立金7,555千円、備品等購入積立金2,000千円を積立てる。なお同額の積立預金を積立てた。

(借) 人件費積立金積立額 [ 事業 ]	5,000,000	(貸) 人件費積立金 [ 貸借 ]	5,000,000
修繕積立金積立額 [ 事業 ]	7,555,000	修繕積立金 [ 貸借 ]	7,555,000
備品等購入積立金積立額 [ 事業 ]	2,000,000	備品購入積立金 [ 貸借 ]	2,000,000

(借) 保育所繰越積立預金		(貸) 現金預金 [ 貸借 ]	14,555,000
人件費積立金預金 [ 貸借 ][ 資金 ]	5,000,000		
修繕積立預金 [ 貸借 ][ 資金 ]	7,555,000		
備品等購入積立預金 [ 貸借 ][ 資金 ]	2,000,000		

各保育所ごとの積立金、積立預金の内訳がわかるように、各積立金、積立預金の内訳明細表がありますか。

当期の保育所施設・設備整備積立金の積立額は、民改費相当額の範囲内ですか。  
(ただし、児発第299号別表2に該当するすべての費用の合計が民改費相当額の範囲内であることが積立の条件です。)

【例】保育所施設・設備整備積立金150万円を積立てる。同額の預金を保育所施設・設備整備積立預金に積立てた。

(借) 保育所施設・ 設備整備積立金積立額 [ 事業 ] (繰越活動収支差額の部)	1,500,000	(貸) 保育所施設・ 設備整備積立金 [ 貸借 ]	1,500,000
(借) 保育所施設・ 設備整備積立預金 [ 資金・貸借 ]	1,500,000	(貸) 現金預金 [ 貸借 ]	1,500,000

その他の積立金は、その積立の目的である支出がおこなわれた会計年度において取崩されていますか。

【例】保育所の建物修繕のために、保育所施設・設備整備積立金100万円を取崩した。

(借) 保育所施設・ 設備整備積立金 [ 貸借 ]	1,000,000	(貸) 保育所施設・ 設備整備積立金取崩額 [ 事業 ] (繰越活動収支差額の部)	1,000,000
(借) 現金預金 [ 貸借 ]	1,000,000	(貸) 保育所施設・	

積立の目的以外のために取崩す場合には、事前に所轄庁と協議し認められていますか。

その他の積立金を目的外で取崩した場合、その旨、その理由、その金額を事業活動収支計算書の脚注に記載していますか。

単年度の積立支出及び当期資金収支差額の合計額が保育所経理区分の経常収入の5%を上回る場合は、収支計算分析表を作成していますか。

( 児発第299号通知の4(2) )

( 7 ) 退職給与引当金

都道府県の民間退職金共済制度に加入している場合、施設負担金を資産計上するとともに、退職給与引当金を計上していますか。

社会福祉医療事業団の退職共済制度に加入している場合、その給付退職金は退職給与引当金の対象とはなりません。

